

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

新型コロナ対策（資金繰り）

経営改善貸付（マル経融資）

（利下げ・実質無利子・既存借入れの借換え等、別枠の支援策が拡充）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.21% 別枠：上記利率-0.9%(3年間)

（マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。）

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】

- ・ご利用いただける方は、上記推薦要件に加えて、新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者の方となります。
- ・マル経利率-0.9%（現在0.31%）は、融資後3年目まで、据置期間の延長（1年→3～4年）、既存借入れの借換えも受けられます。
- ・売上高が急減した小規模事業者に対しては、借入後3年間は実質無利子となる特別利子補給制度との併用ができます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
（東・南部地区：近藤、西部地区：真野、北部地区：柳）
この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10：00～）
 - ・2月 2日（火）
 - ・3月 2日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10：00～）
 - ・2月 9日（火）
 - ・3月 9日（火）

<当所経営指導員（近藤・真野・柳）までご予約をお願いいたします。>

新型コロナ支援策（固定資産税の特例）

固定資産税の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、令和3年度の固定資産税等を事業用収入の減少の割合に応じて、軽減する特例措置を受けることができます。

【対象者】中小事業者等で令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年同期間と比べて、30%以上減少している事

【軽減率】	事業収入の減少割合	適用される軽減率
	事業収入が30%以上50%未満減少	2分の1
	事業収入が50%以上減少	全額

【申請方法】申請に必要な書類については新潟市ホームページからダウンロードできます。申告書の提出期限は令和3年2月1日まで。

※申請には、認定支援機関（当所等）の確認印が必要となります。

提出先：〒951-8544 新潟市中央区上古町7番町1010番地古町ルフル3階
新潟市役所資産税課まで

お問い合わせ先：資産評価課（家屋担当）（TEL：025-226-1515）
資産評価課（償却資産担当）（TEL：025-226-1511）

令和2年度 秋葉区認知症講演会 インターネット配信

認知症を正しく学ぶ～予防から地域での暮らし方について～

講師：新潟大学脳研究所 教授 いけうち たけし 池内 健 先生

- 配信期間：第1回「認知症の基礎知識」令和3年1月25日（月）～
第2回「認知症の予防」 令和3年1月26日（火）～
第3回「地域での暮らし方」令和3年1月27日（水）～
第4回「質疑応答」 令和3年1月29日（金）～

公開期限 令和3年2月28日（日）まで

配信先：YouTube 新潟市公式チャンネル

新潟市ホームページ内で「秋葉区認知症講演会」と検索

お問合せ：秋葉区役所健康福祉課 高齢介護担当（TEL：0250-25-5679）



国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所より

一般国道7号新潟駅交通ターミナル整備事業における官民連携整備に関する市場調査（WEBアンケート）ご協力のお願い

アンケートURL：

<https://questant.jp/q/niigata-bus-terminal7>



現在、国土交通省では、新潟駅南口に整備予定の中・長距離バスターミナルにおいて、民間事業者の方々のご意見を聞きつつ、官民連携手法の導入可能性に関する検討を進めております。上のURL又はQRコードからアンケートのリンクにアクセスし、ぜひともアンケートにご回答ください（※2月19日）。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

問合せ先：（調査委託先）パシフィックコンサルタンツ

niigata-bus-terminal.web-survey@tk.pacific.co.jp

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

決算・消費税申告相談会

(事前に日時の予約をしてください。)

<<所得税>>〇日程：2月16日(火)・17日(水)
 3月1日(月)・2日(火)・3日(水)・4日(木)
 <<消費税>>〇日程：3月26日(金)
 〇時間：9:00~12:00/13:00~16:00
 〇会場：新津商工会議所 3F

※所得税・消費税相談会は待ち時間短縮のため時間予約をお願い致します。
 ※わかるところは記入してきてください。
 ※所得税・消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。
 ご了承ください。

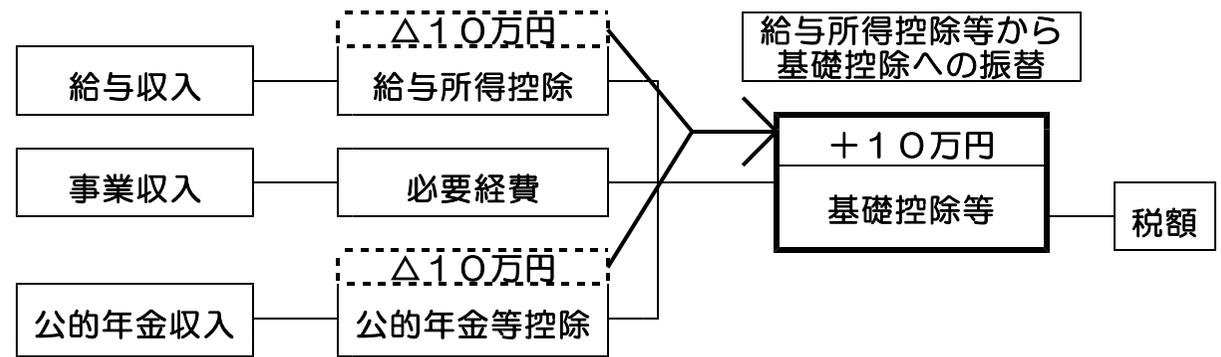
※マイナンバー制度導入に伴い、申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピーをご用意下さい。
なお、扶養や配偶者控除等を受ける方がいる場合はマイナンバーが確認できるもの(メモ等)をご持参下さい。
 ※昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、e-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。
 予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

※税理士関与の方はご遠慮ください。
 《主 催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について

1・給与所得控除等から基礎控除への振替

●給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。



2・基礎控除の改正

●基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円を超える方の控除が廃止されました。

3・給与所得控除の改正

●給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。
 ●子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養等を有する方には、負担増を生じない措置が講じられています(所得金額調整控除)。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和2年分	令和元年分
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額 × 40% - 10万円	その収入金額×40%
180万円 超 360万円以下	その収入金額 × 30% + 8万円	その収入金額 × 30% + 18万円
360万円 超 660万円以下	その収入金額 × 20% + 44万円	その収入金額 × 20% + 54万円
660万円 超 850万円以下	その収入金額 × 10% + 110万円	その収入金額 × 10% + 120万円
850万円 超 1,000万円以下	195万円	その収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超	195万円	220万円

4・公的年金等控除の改正

●公的年金等収入が1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。
 ●公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。

5・青色申告特別控除の改正

●65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。詳しくはリーフレットをご確認ください。

6・ひとり親に対する税制上の措置等

●婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」(控除額35万円)が創設されました。
 ●上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、所得制限(所得500万円)が設けられました。

【本人が女性の場合の控除額】

扶養親族	死別	離別	ひとり親
子あり	35万円	35万円	35万円
子以外	27万円	27万円	—
無し	27万円	—	—

【本人が男性の場合の控除額】

扶養親族	死別	離別	ひとり親
子あり	35万円	35万円	35万円
子以外	—	—	—
無し	—	—	—

詳しくは国税庁ホームページへ <https://www.nta.go.jp/index.htm>